

教育委員会定例会事項書

令和5年1月27日(金)
13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 57号 三重県指定文化財の指定について

議案第 58号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第 59号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 60号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

議案第 61号 令和5年度三重県一般会計予算(教育委員会関係)について

議案第 62号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会関係)について

議案第 63号 損害賠償の額の決定及び和解について

5 報 告 題

報告 1 議会の議決すべき事件以外の契約等について

報告 2 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年1月11日(水)

開会 9時30分

閉会 10時09分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 北野委員

4 採択議案の件名

議案第56号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第9号)(教育委員会関係)について

5 請願陳情の付議の結果

請願15 全国学力・学習状況調査に関する請願について

請願16 「部活動ガイドライン」の公開について、市町教育委員会への通知発出を求める請願について

請願17 部活動の練習予定表のインターネット上での公開を求める請願について

請願18 高校と中学生・保護者との情報交換等を希望者全員に対して行うことを求める請願について

請願15、請願16、請願17、請願18については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 令和4年度職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」及び「三重県教育委員会特別感謝状」贈呈について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願19

部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月27日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請19	令和4年8月25日	<p>(件名) 部活動への参加のあり方を書面で確認することとを求める請願書</p> <p>(要旨) 部活動への参加のあり方について、書面で定期的に部員に確認するとともに、その意思を反映させた部活動運営を行うこと。</p>	<p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒は入部時に、当該部活動の活動方針や練習内容を理解したうえで入部していただきます。</p> <p>また、県部活動ガイドラインでは「指導者は、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定すること」が示されており、ミーティングや保護者会などにおいて説明しているところです。</p> <p>～ 以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年8月25日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

部活動への参加のあり方(「勝つことを目指したい」「楽しむことを目的とした活動をしたい」あるいは「大会に出場する・しない」等)について、書面で定期的に部員に確認するとともに、その意思を反映させた部活動運営を行うことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現行の学習指導要領では、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであるとされています。学習指導要領は法的拘束力をもつものですから、この前提は守られなければなりません。「大会で勝ち進むことを目指すため、厳しい練習にも取り組む」「仲間と楽しむことを目的として活動する」「健康のために活動する」「大会に出場する・しない」いった、部活動にどう参加していくかということは生徒自身が決めることです。しかし、実際には部活動指導に精を出す顧問自身が、自分の価値観に合うような部の運営を行っている場合が珍しくありません。これは学習指導要領の主旨に反する運営であり、改善が必要であると考えます。

ところで、生徒の立場に立ってみると、入部したばかりの生徒自身が部活動にどのように関わりたいのかということを顧問や上級生を前にして、なかなか口にはできないのでしょうか。また、活動を参加しているうちに部活動への関わり方について意識が変わることもあり得ると思います。こうしたことを踏まえ、思いを口にはしづらい生徒であっても、その思いがきちんと部の運営に反映されなければなりませんし、そうでなければ学習指導要領のいう「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」とは言い難いと思います。そこで、入部時はもちろんのこと、部活動に対してどのように関わっていきたいのかという意志確認を書面で定期的に行うことが必要であると考えます。また、その思いを尊重した部活動運営が実際に行われるようにしていただきたいと思えます。

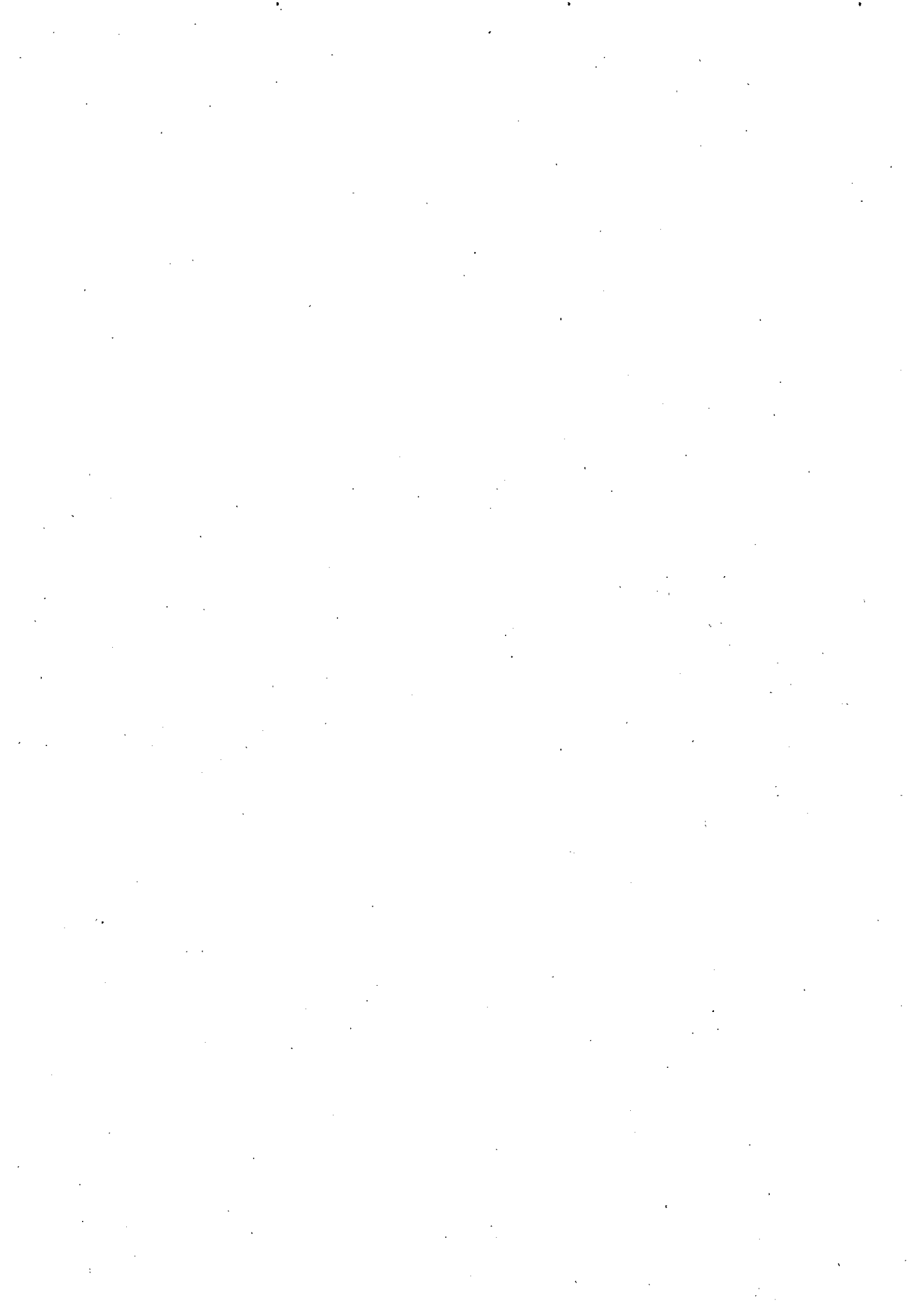
請願20

部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年1月27日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請20	令和4年8月25日	<p>(件名) 部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願書</p> <p>(要旨) 部活動の実績を垂れ幕や横断幕を用いて、広報に用いないこと。</p>	<p>みえ教育ネットワ ク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7- 50</p>	<p>各学校が部活動の実績を垂れ幕等で広報することは、各学校の方針で実施しているものであり、不適切な広報とは考えていません。 以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年8月25日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-60 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

部活動の実績を垂れ幕や横断幕を用いて、広報に用いないことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

各学校では部活動の実績について、場合によっては個人名を含めながら「〇〇部インターハイ出場」のように、垂れ幕や横断幕を用いて広報しています。特に生徒の個人名をここで示すことは、セキュリティ上の観点から好ましくないと考えますし、そもそもこのような広報を行うこと自体が不必要なのではないでしょうか。塾や予備校がしている「〇〇大学〇名合格」のようなことを学校がしたら問題になると思いますが、それが部活動であればどうして認められるのでしょうか。このような広報のあり方は不適切であると考えます。

以上の理由から、部活動の実績を垂れ幕や横断幕を用いて、広報に用いないことを求めます。

議案第57号

三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和5年1月27日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



(別紙)

新たに指定する三重県指定有形文化財（案）

種別	有形文化財 建造物
名称	<small>くろたきじんじゃほんでん</small> 黒瀧神社本殿 <small>つげたり</small> 附 <small>むなふだとう</small> 棟札等
員数	1棟 附22枚
所在地	松阪市飯高町森129
所有者	宗教法人 黒瀧神社

種別	有形文化財 彫刻
名称	<small>もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう</small> 木造十一面観音立像 <small>つげたり</small> 附 <small>もくぞう うほうどうじりゅうぞう</small> 木造雨宝童子立像・ <small>もくぞうなんだりゅうおうりゅうぞう</small> 木造難陀龍王立像
員数	1軀 附2軀
所在地	松阪市下七見町118
所有者	安養院

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年6月30日法律第162号）

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

14 文化財の保護に関すること。

三重県文化財保護条例（抜粋）

昭和32年12月28日三重県条例第72号

最終改正 令和2年3月24日三重県条例第35号

第2章 三重県指定有形文化財
（指定）

第5条 教育委員会は、県の区域内にある有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとつて重要なものを三重県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める三重県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を三重県教育委員会公報（以下「公報」という。）で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者等に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

三重県教育委員会権限委任規則（抜粋）

昭和31年10月15日三重県教育委員会規則第14号

最新改正 平成27年3月27日三重県教育委員会規則第4号

第1条 三重県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を除き、教育長に委任する。

11 文化財の指定及び解除をすること。

指定説明 指定候補文化財 1

有形文化財 建造物

くろたきじんじゃほんでん つけたり むなふだとう
黒瀧神社本殿 附 棟札等

員 数：1棟、附 22枚

所在地：松阪市飯高町森 129

所有者：宗教法人 黒瀧神社

所有者住所：松阪市飯高町森 129

推薦市町：松阪市

市町指定日：令和2年11月24日

構造形式・大きさ：三間社流造 さんげんしゃながれづくり 銅板葺 どうばんがき 身舎 みや：桁行4.167m、梁間2.493m

年 代：慶安元（1648）年（棟札による）

《文化財の概要》

黒瀧神社は、櫛田川上流左岸の松阪市飯高町森にある神社である。主祭神は菅原道真で、正元元（1259）年に北野天満宮から勧請したと伝えられる。天文21（1552）年以降の棟札類があり（昭和61（1986）年の飯高町による棟札調査には大永5（1525）年の棟札が記載されているが現存しない）、社名が、黒瀧天神（天文21年）、黒瀧天満大自在天神（慶安元年・他）、黒瀧天満大自在天神宮（元禄2年（1689）・他）と記載されている。明治期には村社に列せられ、明治41（1908）年に周辺及び境内の各社を合祀し、今日に至っている。

《建造物の形式や特徴》

本殿は三間社流造さんげんしゃながれづくりで、屋根は檜皮葺ひわだであったが、昭和中期に銅板葺に変更された。全体に彫刻や極彩色の彩色が施されている。

本殿の周囲には玉砂利が敷かれ、自然石を並べた雨落が設けられている。基礎は、自然石を並べた上に木製の土居どいを井桁みやに組んで身舎と庇の柱を立ち上げている。

柱は、身舎が円柱、庇は面取角柱である。身舎の壁は床下部分を含めて横羽目の板壁である。身舎正面の中央は両開きの板扉で、三方に黄色く彩色された幣軸へいじくが廻る。内部は、中央に両引の板戸を入れた横羽目の板壁で内陣と外陣に間仕切られている。外陣・内陣ともに格天井・床板敷で、内陣は奥に一段高く壇を設けている。

身舎の軒は二軒繁垂木ふたのきしげだるき、外廻りは切目長押きりめなげし、内法長押うちのりなげし、頭貫かしらぬきを廻らせる。頭貫木鼻こぶしばなとし、柱頂部には出三斗実肘木付でみつどさねひじき、端部は連三斗実肘木付つれみつどさねひじきを載せる。身舎正面中央間のみ中備なかぞなえに本臺股ほんかえるまたを用いる。妻部は虹梁こうりょう上に大瓶束たいへいつかを乗せる。破風には拝みはみと母屋端いのめげぎよに猪目懸魚いのめげぎよを吊る。

身舎の正面と両側面の三方に縁・高欄こうらんを廻らし、背面柱筋むきしょうじに脇障子わきしょうじを立てている。正

面に三間の庇を設け、木階七級、下に浜縁を設ける。向拝柱の頂部には出三斗実肘木付を載せ、柱の間には水引虹梁を通し、虹梁端は象鼻としている。虹梁上には各間とも中備には裏側の斗が省略された本臺股を設け、身舎との軒のつなぎには、手挟を用いている。

彩色は柱・垂木・切目長押・背面板壁・正側面板壁床下部分・高欄・脇障子裏面を朱もしくはベンガラで赤く塗り、垂木木口は黄土塗、正側面の板壁は胡粉塗とする。正面と両側面は、柱上部・組物・内法長押・頭貫・虹梁・臺股・手挟に極彩色を施す。土居及び木階は黒漆塗、木階木口は黄土塗とする。正面板扉に「松樹」、側面板壁は北西面に「連獅子」、北東面に「松と蘭陵王」、妻壁に「藤花」、脇障子表面に「隨身武者」の彩画が施されている。

彫刻は、身舎正面の臺股に「郭巨(註1)」、向拝の臺股に左から「竹に虎」、「波に雲龍」、「牡丹に唐獅子」、手挟に左から裏表に「迦陵頻伽」・「牡丹に孔雀」、「桃に梟」・「鶴に亀」、「枇杷に猿」・「鯉の滝登り」、「菖蒲に鴛鴦」・「献花天女」を画題とした浮彫が施され、彩色されている。

《部材の時期について》

本殿の虹梁、臺股、組物等の細部意匠はいずれも近世初期の特色を示している。現存する棟札のうち、慶安元(1648)年霜月吉日の棟札が現本殿の建立時に該当するものと考えられる。以上は享保7(1722)年の「黒瀧天神年代記」とも矛盾がない。

部材の加工痕跡や風化具合からみて、当初の部材と考えられるのは、身舎の柱・桁・梁・切目長押・内法長押・頭貫・虹梁・大瓶束・組物・手挟・壁板・正面板扉、及び庇の水引虹梁・組物、脇障子・桁などである。身舎の垂木は、地垂木にはヤリガンナと思われる痕跡があり、当初材と推定されるが、飛檐垂木は風蝕が少なく、取り換え材と考えられる。庇の柱や木階も同じく取り換えられたものであろう。破風板は向かって右の一部が取り換えられているが当初材も残る。

彫刻については、庇の臺股が裏側の斗が省略されているが、ヤリガンナ痕跡も見られ、当初材と思われる軒桁と風食の具合は同じであるため、当初から省略されていた可能性が考えられる。

また、身舎内部の床、天井、間仕切壁、内陣壇、外部の縁、木階、高欄、浜縁、土居の一部は平成2(1990)年の修理時に取替を受けている。屋根は昭和35(1960)年の改修時には檜皮葺であったらしいが、この時に現況の銅板葺に変更された(昭和35年棟札)。

彩色については、棟札に「絵畫」、「絵師」の記載があり、各時代の造営時に描かれたことがうかがえるが、現在の絵は、昭和54(1979)年に、建造物絵画彩色師の桜阪弘により描かれたものである。

《年代根拠資料》

享保7年(1722)の上葺再興の際に、本殿内の棟札をもとに作成した「黒瀧天神年代記」と記す木札に「今大宮慶安戊子建立二而今享保七壬寅迄七十六年也」とある。

慶安元年(1648)の棟札では「氏子共造宮成就」とし、依時本願人として、森岡傳衛門政次、荒堀善四郎政吉、森善八郎政家の3名、依時神主として左近太夫政重の名を記し、また、依時大工として伊賀国阿可郡湯野谷村(湯屋谷村)の藤原朝臣久左衛門吉次、権大工として古山東谷村の藤原朝臣市郎右衛門國次、仕手大工として古山東谷村の藤原朝臣庄右衛門清次、古山東谷村の藤原朝臣庄兵へ、神戸村の藤原朝臣権十郎、東谷村の藤原朝臣源左右工門、葺として古郡村の藤原朝臣弥左工衛門家次の名を記す。

以上を総合すると、本殿の建立時期は、棟札に伝える慶安と考えて良い。

《三重県内での位置づけと評価》

県内では、江戸時代前期(元和元(1615)年～万治4(1661)年)以前の神社本殿建築は少なく、地域も限られている。

江戸前期以前の神社本殿には、高倉神社本殿・境内社春日社本殿・境内社八幡社本殿(伊賀市西高倉)、猪田神社本殿(伊賀市猪田)、大村神社宝殿(伊賀市阿保)、八幡神社本殿(津市美杉町奥津)、金剛證寺兩宝堂(伊勢市朝熊町)、白山比咩神社本殿(津市白山町南出・山田野・川口)、花垣神社本殿(伊賀市予野)、波多岐神社本殿(伊賀市土橋)などがある。これらのうち、八幡神社本殿は三間社であるが、他は一間社である。(註2)

黒瀧神社本殿は、これらの神社本殿と比べて時期的に若干下り、地域的にもやや隔たると考えられる。

また、主要な細部意匠、加工は優秀で保存状態もよく、建立以来、各時期における関係者が維持管理に注意を払ってきたことが推察できる。建立時期も明確であり、この地域における数少ない江戸時代前期の神社本殿として貴重である。

以上のことから、当資料は学術的・地域的な価値が高く、県の有形文化財として指定するのに相応しいと判断する。

また、歴代の棟札については、建築年代や修理の過程を示しており、本殿の修理が最後に行われた平成2年修復時のものまでの22枚を附とする。

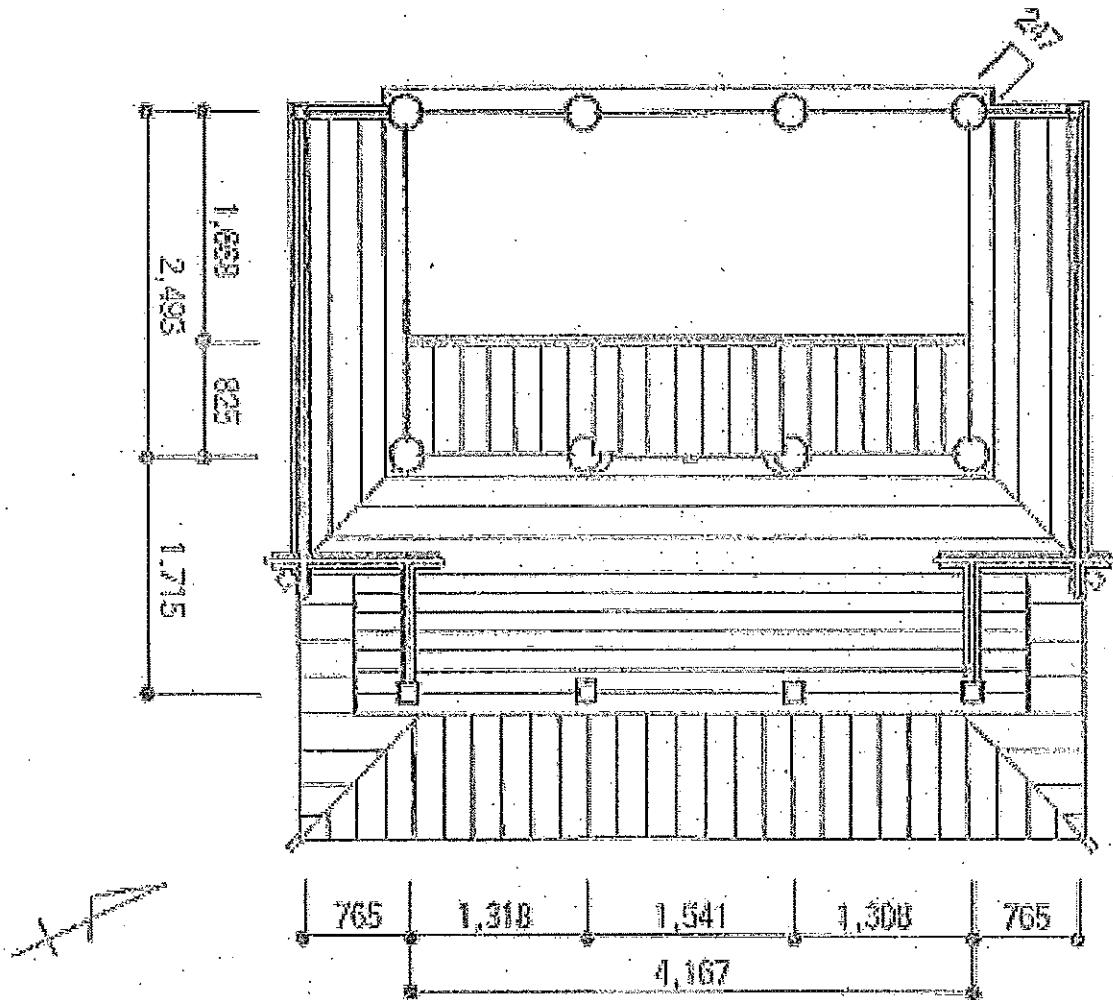
註

1 男と幼児を抱いた女の前に黄色の笠と鍬と考えられるものがあり、中国『二十四孝』の「郭巨」の場面であると考えられる。

2 伊賀市及び津市美杉町の本殿は、虹梁に彫刻がなく、袖切^{そできり}が直線、眉欠^{まゆがき}の線が細く彫りは浅く、袖切下端と眉欠の始点が一致しているという意匠の特徴があり、時代を考える指標にもなっている。

参考文献

- ・三重県編『三重県史』別編 建築 (2003年)
- ・三重県教育委員会編『三重の近世社寺建築』(1985年)
- ・飯高町教育委員会『飯南郡飯高町 神社棟札調査報告書』(1986年)



黒瀧神社本殿 平面図 (三重県編『三重県史』別編 建築 (2003年))

黒瀧神社本殿 附棟札一覽

通番	写真 番号	元号	月日	西暦	形態	仕上	材	木取	高 (cm)	総高 (cm)	上層 (cm)	下層 (cm)	厚 (cm)	その他特徴	本文	内容	大工等
1	1	天文21	2.25	1552	尖頭	鈍	杉	板目	86.6	83.8	16.4	16.4	1.1		第1 (真書)	2の杉神木本か	
2	2	天文21	2.25	1552	尖頭	鈍	杉	板目	91.8	88.8	17.8	18.0	1.3		幸野黒瀧天神御社造営	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
3	3	慶安元	11月	1648	尖頭	鈍	松	板目	123.7	120.5	23.7	24.2	2.0		幸扶桑國勢州飯高郡川原谷黒瀧天満大自在天神	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
4	4	元禄2	6月	1689	尖頭	鈍?	松	板目	138.2	135.2	32.8	29.0	1.2		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替と鳥居造立	【大工】 藤原家次 (伊賀)
5	5	享保7	8.3	1722	尖頭	鈍	松	板目	90.4	87.2	29.2	29.5	1.1		黒瀧天神年代記	黒瀧天神の勧請元を京都吉田社とする等	【大工】 藤原家次 (伊賀)
6	6	享保7	8月	1722	尖頭	台?	松	板目	93.8	90.4	33.2	33.2	1.1		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
7	7	寛延4	8月	1751	尖頭	台總	杉	板目	98.7	97.0	33.0	33.4	0.8		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
8	8	安永5	1776	尖頭	台總	台總	松	板目	116.8	113.6	22.2	22.2	0.7		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
9	9	寛政8	1796	尖頭	台總	台總	松	板目	92.3	89.1	27.0	27.0	0.6		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
10	10	文化13	11月	1816	尖頭	台總	松	板目	108.5	107.0	23.4	23.6	0.9		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
11	11	天保9	3月	1838	尖頭	台總	松	板目	89.8	88.4	23.6	23.7	1.6		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
12	12	安政3	4月	1856	尖頭	台總	松	板目	85.4	82.0	24.2	24.0	2.1		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
13	13	明治4	9月	1871	尖頭	台總	杉	板目	85.0	82.2	18.0	18.0	1.1		幸黒瀧天満大自在天神宮上葺再興	黒瀧天神社の葺替	【大工】 藤原家次 (伊賀)
14	14	明治11	4月	1878	尖頭	台總	松	板目	98.4	95.4	24.2	24.0	2.5		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
15	15	明治31	2.7	1898	尖頭	台總	松	板目	110.0	105.4	24.0	24.0	1.7		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
16	16	大正9	12.4	1920	尖頭	台總	松	板目	105.1	100.2	23.7	23.8	1.5		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
17	17	昭和15	10.23	1940	尖頭	台總	松	板目	78.8	73.2	23.0	20.2	2.3		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
18	18	昭和25	10.1	1950	尖頭	台總	松	板目	94.6	89.2	23.3	23.2	2.1		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
19	19	昭和35	3.25	1960	尖頭	台總	松	板目	94.5	86.6	21.2	21.3	1.8		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
20	20a	昭和55	3.29	1980	尖頭	台總	松	板目	77.5	75.4	25.4	25.6	1.9		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
21	20b				尖頭	台總	松	板目	88.1	83.1	28.4	26.7	2.5		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)
22	21	平成2	4.15	1990	尖頭	台總	松	板目	92.4	90.8	27.0	27.4	2.8		幸徳義経奉命/正徳宮跡々遷日天忍親耳命/天満天神宮遷真公命	黒瀧天神社の造営	【大工】 藤原家次 (伊賀)

3 慶安元年（一六四八）年

(高) 一三三・七 cm (稜高) 一一〇・五 cm (上幅) 一三・七 cm (下幅) 二四・二 cm (厚) 二・〇 cm
 (形態) 尖頭 (仕上) 鈍 (材) 桧 (木取) 桯目

(表)

伊賀国阿可郡湯野谷村 依時大工藤原朝臣久左衛門吉次
 古山東谷村 権大工 藤原朝臣市郎左衛門次
 同村 仕手大工藤原朝臣庄右衛門清次
 同村 藤原朝臣庄兵衛
 神戶村 藤原朝臣権十郎
 真谷村 藤原朝臣源左右三門
 古郡村 甚藤原朝臣弥左三衛門家次
 依時本願人 森岡傳衛門政次
 荒堀善四郎政吉
 森 善八郎政家
 依時神主 左近太夫 政重

氏子共造宮成就

奉扶桑國勢州路飯高郡川俣谷森 墨瀧天満大自在天神 森村

萬代興隆皇風永爾所

宣慶安元_{子戌}年霜月吉日 衆氏誓之

(裏)

一切有為法 如夢幻泡影 森村組頭之事 一 模瓦葺也
 同 甚六 同 六右衛門
 同 吉左右衛門 同 孫市 大工
 同 孫助 同 為太夫 一 大工日敷八百五十工 葺
 同 仁介 同 傳三郎 細色共
 同 京介 同 源十郎
 同 太郎介 同 孫十郎
 同 秀十郎 同 善九郎
 同 長介

急々如律令

如露又如電 應作如是觀

5 享保七（一七三二）年

(高) 九〇・四 cm (稜高) 八七・二 cm (上幅) 二九・二 cm (下幅) 二九・五 cm (厚) 一・一 cm
(形態) 尖頭 (仕上) 鈍 (材) 桧 (木取) 桎目

(表)

黒瀧天神年代記
 于時享保七壬寅年
 八月三日

	大願主	岡傳右衛門 清春
	神主	左近太夫 政重
	改書	鴨沢孫兵衛 政定

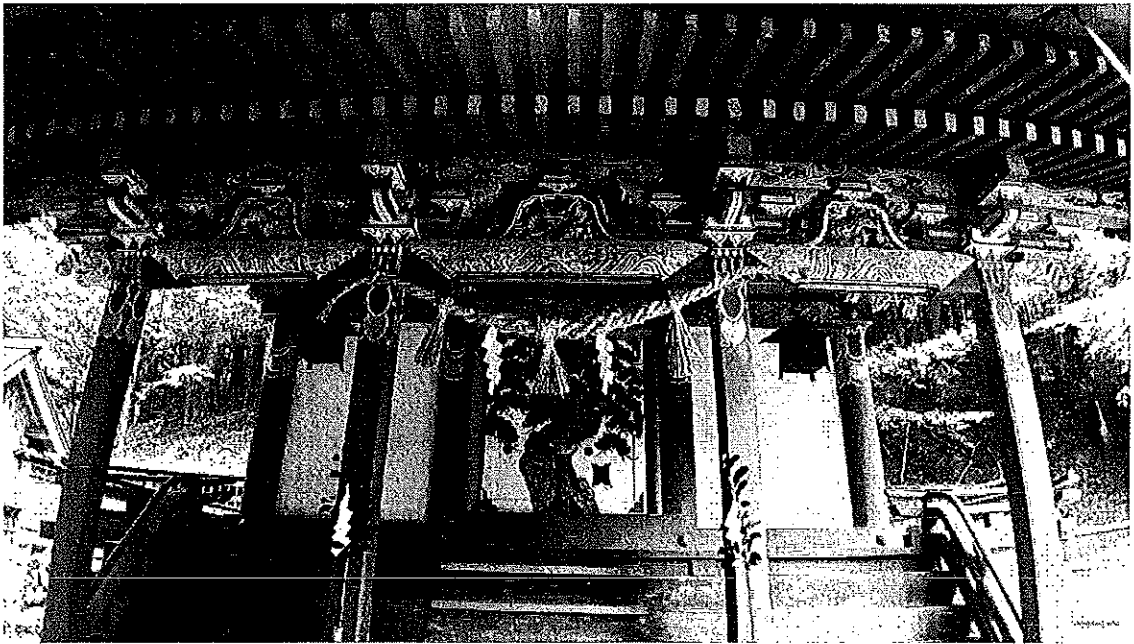
(裏)

抑当社者自昔山城国北野之天満大自在天神宮遷徙此處古人之申伝二日本六拾六天神宮之内三テ
 山城国吉田之宮之雖有神帳三自往古之宮三而今般三無知人之矣 以因縁当社之神主中興六七十年来京
 吉田ニテ雖科神蔵當社明神之役儀勤受ニ享保七壬寅当社明神上臺再興氏子共納殿之棟札改
 御鎮座以來雖口伝無知人之ヲ仍古来之棟札ニ有来ル年号ノ目錄ヲ記ス 年記享保七壬寅ヨリ正元己未迄四百六十八年也
今大嘗慶安戌子建立ニ而今享保七壬寅迄
七十六年也
 是来棟札之事正元己未歳文正丙戌大永五乙酉天文廿一壬子慶安戌子元禄二己巳享保七壬寅
 寛延四辛未

正元己未歳（元年、一三五九）、文正丙戌（元年、一四六六）、大永五乙酉（一五二五）、天文廿一壬子（一五五二）、慶安戌子（二年、一六四八）、元禄二己巳（一六八九）、享保七壬寅（一七三二）寛延四辛未（一七五一） 末尾の「寛延四辛未」は、享保七年の棟札に追記したもの。正元、文正、大永の棟札は現存しない。但し、大永棟札は『飯南郡飯高町神社棟札調査報告書』（森田利吉、昭和六一）に掲載されている。



黒瀧神社本殿（東から）



黒瀧神社本殿（南東から）



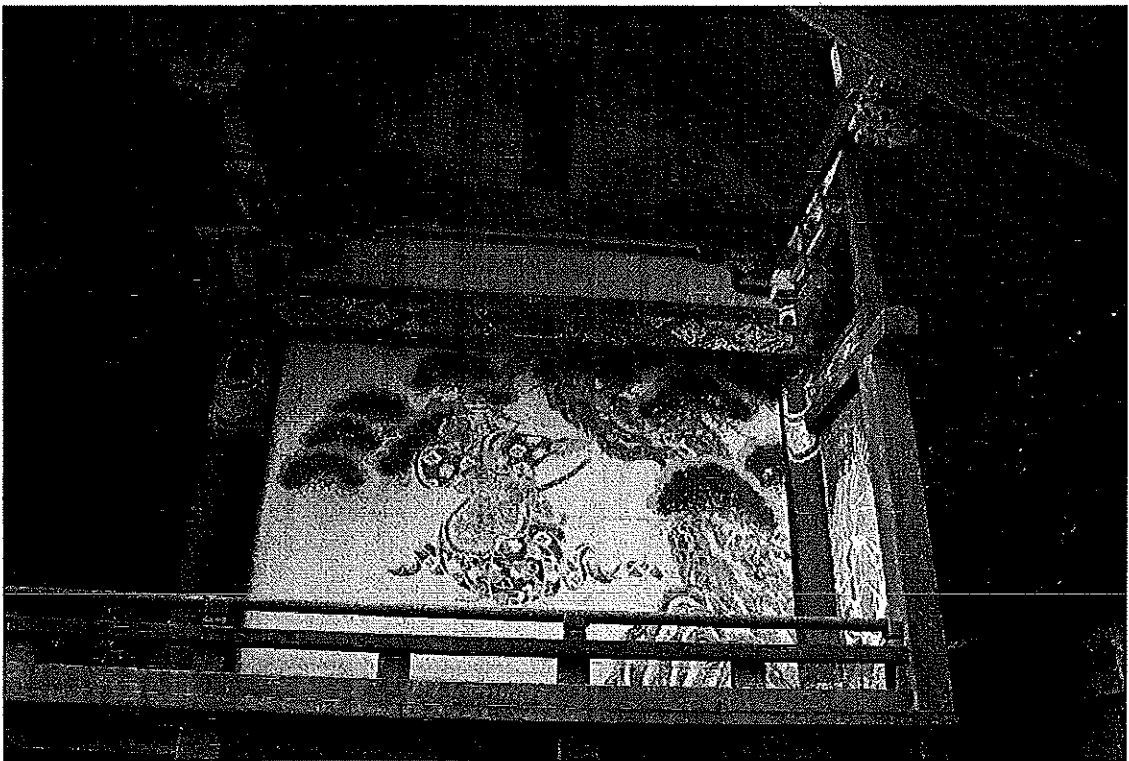
黒瀧神社本殿 正面 板唐戸（南東から）



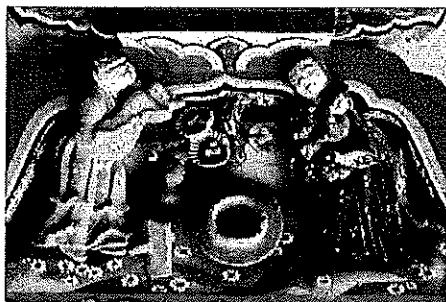
黒瀧神社本殿 向拝（北東から）



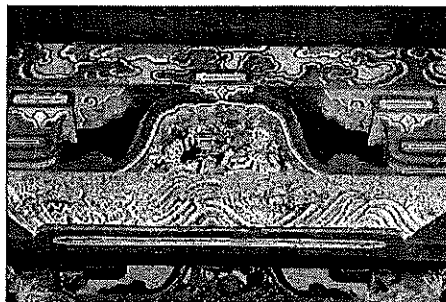
黒瀧神社本殿 北西側面・背面（西から）



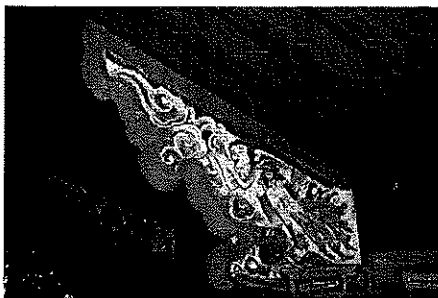
黒瀧神社本殿 北東側面（北東から）



身舎正面 墓股 (郭巨)



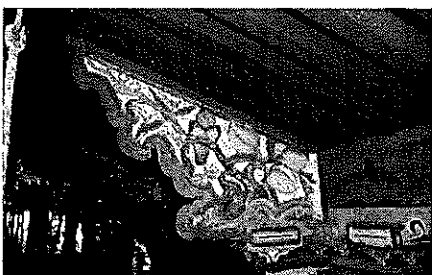
向拝中央 墓股 (波に雲龍)



手挟 (迦陵頻伽)



手挟 (牡丹に孔雀)



手挟 (桃に鼻)



手挟 (鶴に亀)



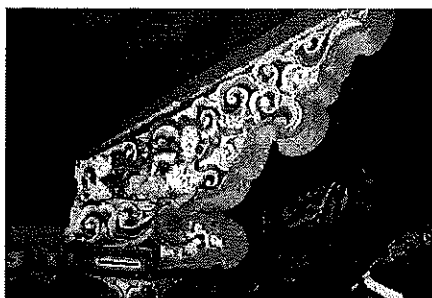
手挟 (枇杷に猿)



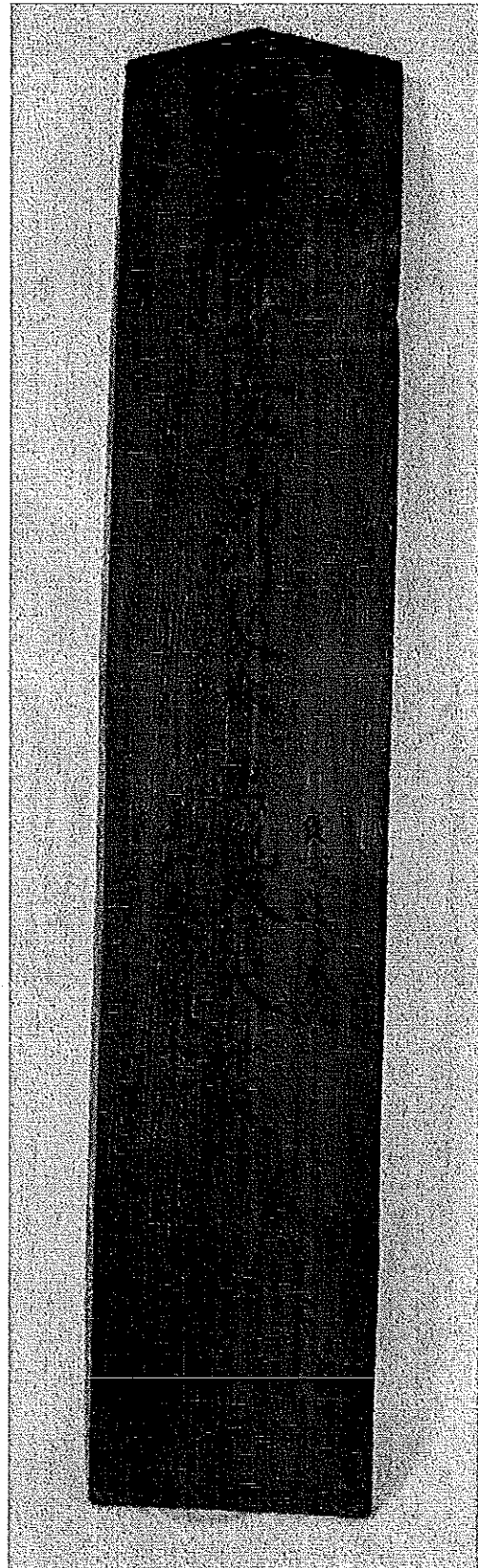
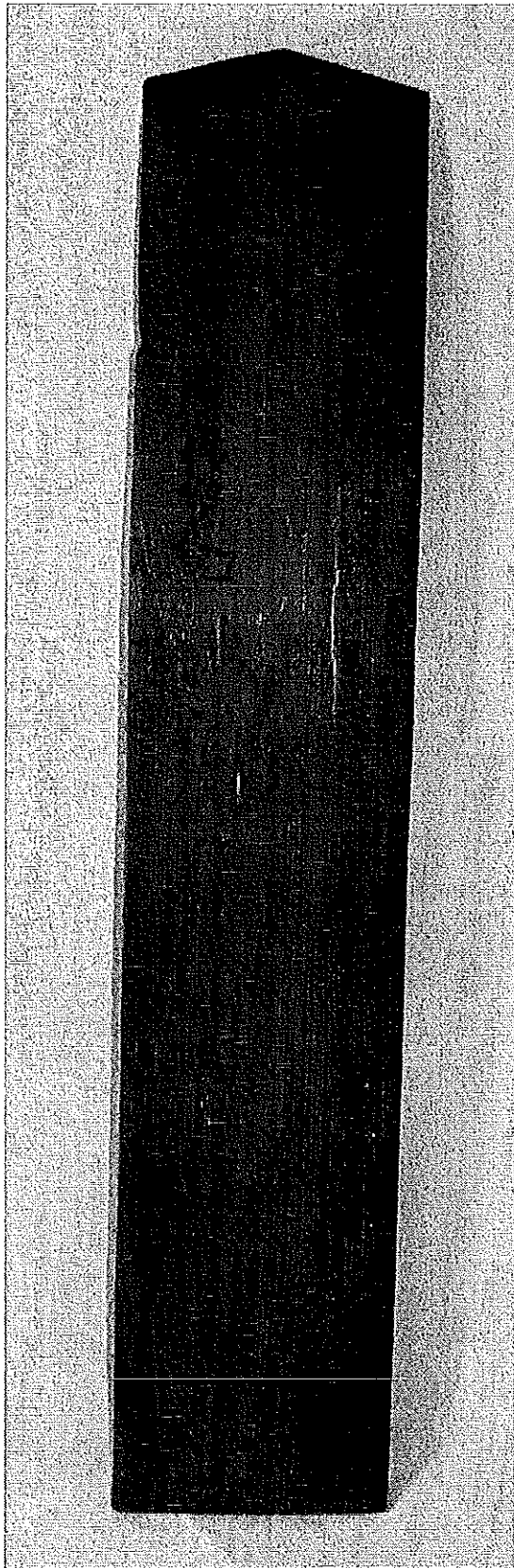
手挟 (鯉の滝登り)



手挟 (菖蒲に鴛鴦)



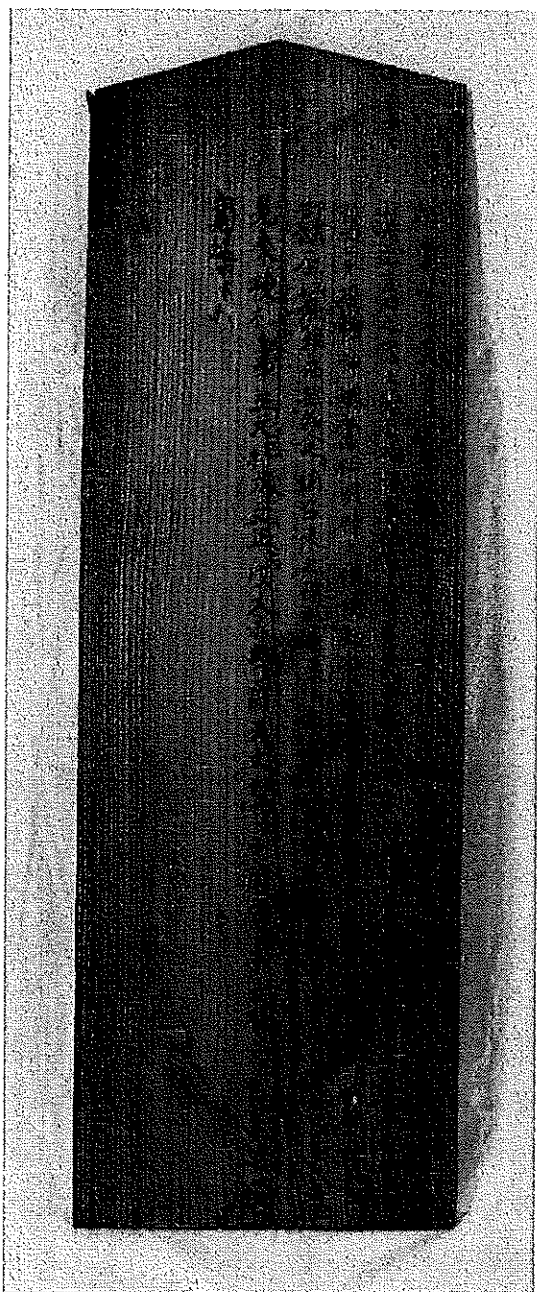
手挟 (献花天女)



(裏)

(表)

黒瀧神社本殿 附 棟札等 (3 慶安元 (1648) 年)



(裏)



(表)

黒瀧神社本殿 附 棟札等 (5 享保7 (1722) 年 黒瀧神社年代記)

有形文化財 彫刻

もくぞうじゅういちめんかんのりゅうぞう
木造十一面観音立像

つけたり もくぞう うほうどうじりゅうぞう もくぞうなんだりゅうおうりゅうぞう
附 木造雨宝童子立像 木造難陀龍王立像

員数：1 軀 附 2 軀

所有者：安養院

所在地：松阪市下七見町 118

所有者住所：松阪市下七見町 118

法量：木造十一面観音立像 像高 174.4cm
木造雨宝童子立像 像高 104.8cm
木造難陀龍王立像 像高 119.6cm

構造・材質：木造

年代：木造十一面観音立像：鎌倉時代後期

木造雨宝童子立像・木造難陀龍王立像：江戸時代前期

《文化財の概要》

木造十一面観音立像は松阪市下七見町にある曹洞宗安養院^{あんよういん}の本尊で、木造雨宝童子立像・木造難陀龍王立像はその脇侍^{きょうじ}である。三尊とも厨子内^{ずし}に安置されており、60年に1度開帳される秘仏である。

木造十一面観音立像は鎌倉時代後期の優れた出来栄えを示す等身大の像で、方座上に立って錫杖を執る、いわゆる長谷寺式^{はせでら}の姿をとる。像容からみて院派系^{いんぱ}仏師の作である可能性が高い。また、木造雨宝童子像・木造難陀龍王立像は江戸時代の作で、長谷寺式十一面観音の三尊を構成する脇侍であることから、本尊とともに中世以来の長谷寺の十一面観音信仰と伊勢地域での展開を示す点で重要である。

《特徴》

木造十一面観音立像

【法量】

本尊 像高 174.4cm、髪際高 157.2cm

頂-顎 37.2cm、面長 20.7cm、面幅 17.6cm、耳張 23.2cm、面奥 24.4cm
胸奥左 26.7cm（条帛含む）、胸奥右 26.7cm、腹奥 32.7cm（条帛含む）、
肘張 56.8cm

裾張 48.5cm、足先開外 35.6cm、足先開内 21.8cm

光背 高さ 208.0cm（頭光上まで）、幅 111.8cm

台座 高さ（前面）35.8cm、高さ（左奥最大高）47.2cm、框幅 106.3cm、
框奥 72.4cm

【形状】

頭部に垂髻すいけいを結び、髻もとどりに頂上仏面を、頭上に十一面の頭上面ずじょうめん（現状三面分が残る）および化仏けぶつを戴く。天冠台は、紐二条、列弁（二段）とし、正面、こめかみ上部、両耳後の五か所で稜（下向き）を作り上向きの弧を連ねた形にあらわす。冠繪かんぞうをつける。髻髪びんばつ一束耳を渡る。髻は毛筋彫り、地髪部（後頭部を含む）は疎彫りに毛筋彫りをあらわす。耳朶環状びやくどうそう、白毫相（水晶）、三道相さんどうそうを表す。耳孔貫通し、鼻孔を穿つ。条帛は衣端を左胸前で内から外へ出す。裙くんを着け、正面で右前に打合せ、上部一段折り返す。腰布を巻き上縁を折り返し、腹前で結び目をあらわす（亡失）。天衣てんねをかける。胸飾を付ける。左手は屈臂くつびして腹の高さで水瓶すいびょうを執り、手首に念珠をかける。右手は垂下して掌を正面に向けて第一指を曲げ、他指をのぼし、錫杖しゃくじょうを執る。臂釧ひせん、腕釧わんせんを着ける。右膝をやや曲げ、右足先をわずかに前に出して立つ。

台座は方座（金剛宝盤石こんごうほうばんじやく）、岩座、框かまちからなる。

光背は舟形、周縁は宝相華唐草文ほうそうげとし、化仏を4か所に配す（ただし右側の2か所は亡失）。

【品質構造】

針葉樹材（ヒノキか）、寄木造、玉眼ぎよくがん、漆箔。

頭体通して正中及び両耳半ばから脇下を通る線で前後左右に四材を矧ぎ、内割りを施して三道下にて割首する。髻は左右に三材を矧ぎ寄せ（中間材幅2cm）、丸柄にて頭部に差し込む。頂上仏面、頭上面、化仏別材製。体部には襟後ろより地付部に至る、左右二材からなる背板材を矧ぎ足し、両腰下の体側部にもそれぞれ前後二材を矧ぎ足す。両手は肩、肘、手首でそれぞれ矧ぎ、一部指先別材製。両足先別材。天衣遊離部別材製。像表面は矧ぎ目に布張りし、錆下地を施して漆箔仕上げとする。

【保存状態】

頭上面三面（菩薩面二、大笑面一）、天衣の一部、錫杖の一部、以上別置。

条帛先端部、銅製装身具、持物、台座、光背、以上後補。一部の頭上面、化仏、左第一指、第二指から五指の半ばから先、両足前を渡る天衣の大半、光背の上端、以上亡失。

【制作年代】

鎌倉時代後期

木造雨宝童子立像

【法量】

像高（五輪塔含む）104.8cm、髪際高（五輪塔下まで）89.3cm

（五輪塔前）頂-顎 14.5cm、面長 10.7cm、面幅 10.0cm、耳張 13.6cm（頭髪含む）、面奥 13.7cm、胸奥左 14.1cm、胸奥右 14.6cm、腹奥 19.3cm、肘張 33.6cm、裾張 27.6cm、足先開外 16.2cm、足先開内 5.3cm

台座 高さ 29.9cm、幅 59.2cm、奥 49.9cm

【形状】

頭上に五輪塔を頂き、髪を左右に振り分け背後に垂らす。內衣、袍、裙を着ける。胸、腹を帯で締める。腕釧を着ける。沓を履く。左手を屈臂し、胸の高さで宝珠を執る。右手は掌を下に向けて宝杖をつく。右足をわずかに踏み出して荷葉座^{かしょうざ}上に直立する。

台座裏面に墨書「大神宮」。

【品質構造】

寄木造、玉眼、檀色仕上。

頭部前後三材製として、内割りを施し、玉眼を嵌入して首柄挿しとする。体部は前面材と背面材の間に肩で前後二材に材を挟み、体側に両手両袖を含む各一材を矧ぎ、箱状に木寄せする。右手後方外側に上下二材を矧ぎ足す。頂上五輪塔、左手先、持物、右手先を別材製とする。両沓先別製。

像表面は赤みを帯びており、染料により檀色に染めているとみられる。髪はわずかに薄い墨を乗せるか。五輪塔、腹帯、腰帯、持物、金箔仕上げ、沓は墨。

【保存状態】

良好

【制作年代】

江戸時代前期

木造難陀龍王立像

【法量】

像高（総高・龍を含む） 119.6cm、像高（龍を含まない現状） 112.5cm

像高（帽子上まで） 100.6cm、髪際高（帽子下） 90.0cm

頂（正中の冠上）－顎（髭先）22.7cm、面長（冠下-髭の付け根）10.4cm、面幅 10.0cm、耳張 13.7cm、面奥 13.4cm、胸奥左 15.7cm、胸奥右 16.7cm、腹奥 19.9cm、肘張 34.2cm

裾張 30.3cm、足先開外 17.9cm、足先開内 6.3cm

台座 高さ 31.8cm、幅 59.2cm、奥 44.1cm

【形状】

龍戴付きの道冠^{どうかん}を被る。顎髭をあらわす老相とする。內衣、袍、がい襦衣、裙、腕釧を着ける。胸前に両手で岩を載せた盤をささげる。腰帯を巻き、左腰に太刀を帯びる。沓を履く。右足をわずかに踏み出して荷葉座上に直立する。

台座裏面に墨書「春日」。

【品質構造】

寄木造、玉眼、檀色仕上。

頭部耳前を通る線で前後二材製とし、内割りを施して玉眼を嵌入し首柄挿しとする。

体部は前面材と背面材を肩材でつなぎ、両手・両袖を含む体側部に一材を矧ぎ寄せ箱状とし、左体側部と体幹部の間に薄板材を矧ぎ足す。両手前膊半ばより先、手先別材製。両沓先別製。頭上に掲げる龍は頭部、体部、足先等を別材製とする。持物別材製。

像表面は赤みを帯びた染料にて檀色に染める。髪はわずかに薄い墨を乗せるか。腹帯腰帯金箔仕上げ、沓は墨。冠や金具、龍は漆箔仕上げ。龍の火炎部は赤色彩色。

【保存状態】

道冠の龍の首から上、左手先、以上別置。

【制作年代】

江戸時代前期

《位置づけ》

安養院本尊像で、方座（金剛宝盤石）上に立って錫杖を執る、いわゆる長谷寺式十一面観音立像を中心に、脇侍として兩宝童子立像と難陀龍王立像を伴った三尊像である。中尊の右手の曲げた親指は当初を残しており、長谷寺式の十一面観音像として造立されたことは明らかである。

等身の大きさに造像された十一面観音立像は、頬に張りがあり、まなじりをやや切り上げ、口元を引き締めた風貌には整いがみられる。体軀は分節をあまり強調せずに、厚みを伴った重量感ある印象で、腰下のにぎやかで複雑な着衣の表現などとともに、南北朝時代の様式に近づいた、鎌倉時代後期、13世紀末～14世紀前半ごろの作風を示す。同時期の慶派仏師や善派仏師の作例とも異なる落ち着きと整いのある風貌は、島根・浄音寺の院豪作十一面観音立像や、京都市所蔵の院浄作地藏菩薩立像などと同じところがあり、本像も院派に連なる仏師の手になるものと推察される。

安養院の所在するかつての飯野郡は、度会郡・多気郡とあわせて神宮の経済基盤である神三郡にあたり、度会氏の影響力が強い地域であった。「尼西阿弥陀仏・度会晴秀連畧田地施入状案写」（内閣文庫蔵『光明寺古文書』）によれば、嘉元2（1304）年4月に、外宮権禰直の度会晴秀と西阿弥陀仏が亡娘の度会千松子の遺言に基づき、「伊勢国飯野郡長田郷安養院」に田地を施入していることが分かり、本像造像との関連性も考慮される。度会氏の氏寺であった伊勢市・常明寺から神仏分離の際に寺外へと流出し、現在読売新聞社所蔵となる正安三年（1301）院命作の妙見菩薩立像の存在もまた、重要な関連情報といえる。

両脇侍像は、一見素木を思わせるが、表面を檀色仕上げとした丁寧な出来栄で、作風も鎌倉時代の作例を範として忠実に再現したところがある。造像時期は江戸時代に入り、当初より両脇侍を伴う三尊として安置されていたかは不明であるが、奈良・長谷寺の本尊十一面観音立像の両脇侍（難陀龍王像は正和5年（1316）、兩宝童子像は天文7年（1538）の作）と姿を比較すると、兩宝童子では、長谷寺像は角髪を結び、天冠を被り、長い宝棒の半ばを握るのに対し、安養院像は髪を後方に垂らして頭上に五

輪塔を頂き、右手を垂下して宝棒の頭に掌を置くという金剛證寺の雨宝童子像などと共通する姿をとる。また難陀龍王では、長谷寺像は開口して上歯列をのぞかせ、眉根を寄せて瞋目するが、安養院像は穏やかな通例の老相である。このように多少の姿の相違はあるものの、台座内に「大神宮」（雨宝童子）、「春日」（難陀龍王）とあることも含め、総じて雨宝童子および難陀龍王であることは明らかである。この三尊形式が十一面観音立像の造像期まで遡るのかどうかは不明ながら、遅くとも江戸期には長谷寺の三尊形式が当地に受容されたことを示している。

《評価》

十一面観音立像は鎌倉時代後期の優れた出来栄を示す等身大の院派系仏師の作であり、安養院と神宮・度会氏との関連も想定され、また伊勢地域における長谷寺式十一面観音信仰の展開を考える上においても、美術史・宗教史・地域史上に重要な作と考えられる。また長谷寺式十一面観音の三尊を構成する両脇侍像も、比較的大型で、近世の同種の像の中でも作行が優れており、中世以来の長谷寺の十一面観音信仰が、遅くとも近世に当地へと受容されたことを示す点で価値が高い。

以上により、木造十一面観音立像を県指定文化財（彫刻）に、両脇侍像をその附として指定し、今後も県として未永く保護をはかる。

参考文献

- ・松阪市『松阪市史』（第三巻、1980年）
- ・和光大学芸術学科日本彫刻史ゼミナール『三重・松阪市仏像調査報告書』（1987年）

参考

内閣文庫蔵『光明寺古文書』巻九の四 尼西阿弥陀仏・度会晴秀連署田地施入状案写

敬白

奉施入伊勢國飯野郡長田郷安養院田地事

合戸田貳段者之中 自余不注之

臺段、在度会郡箕曲郷尾野得治戸授納内字山田矢田職共也、當時補者玉串大内人清光。

条里坪付本文書七枚面具也、子細見彼荒木田定用本名未光 沽券

右施入之意趣者、亡女度会千松子法名戒日 領也、而無所口而於盛口早世之刻、為双親計、以上件田地等奉施入当院、可被訪没後追善之由、令遺言之間、任彼素意、相副調度本文書等、所令施入也、仍今年嘉元元年甲辰四月九日未時閉眼畢、然則早忌日月忌守所出分法、為長老御計、迄至世々末代可被訪也、若当長老御口口之後、有不法之事者、戒日之親類定歎申子細歎、且依此忠聖口定得脱無疑矣、且為四恩法界平等利益也、仍施入如件、敬白

嘉元貳年甲辰四月 日

父権禰直晴秀敬白在判

母比丘尼西阿弥陀仏敬白在判



写真1 木造十一面観音立像 附 木造雨宝童子立像・木造難陀竜王立像



写真2 木造十一面観音立像



写真3 木造十一面観音立像（面部）

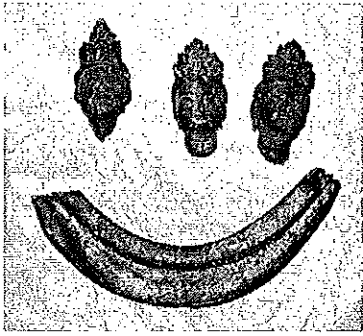


写真4 木造十一面観音立像
頭上面及び天衣

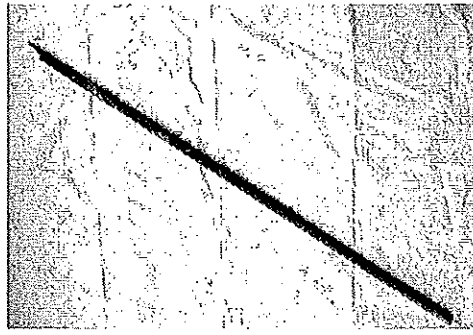


写真5 木造十一面観音立像 錫杖

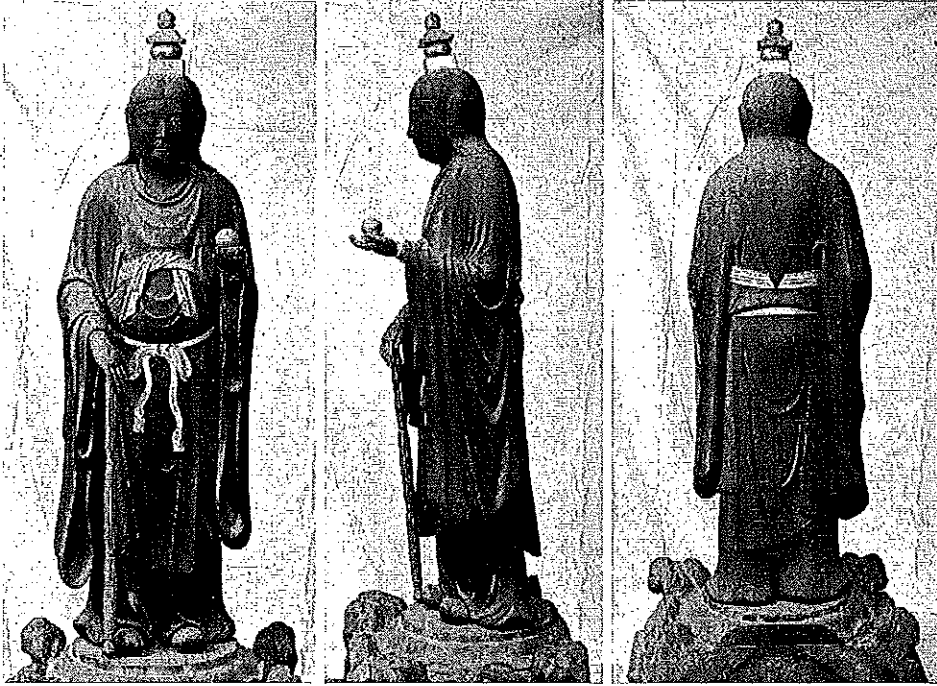


写真6～8 木造雨宝童子立像

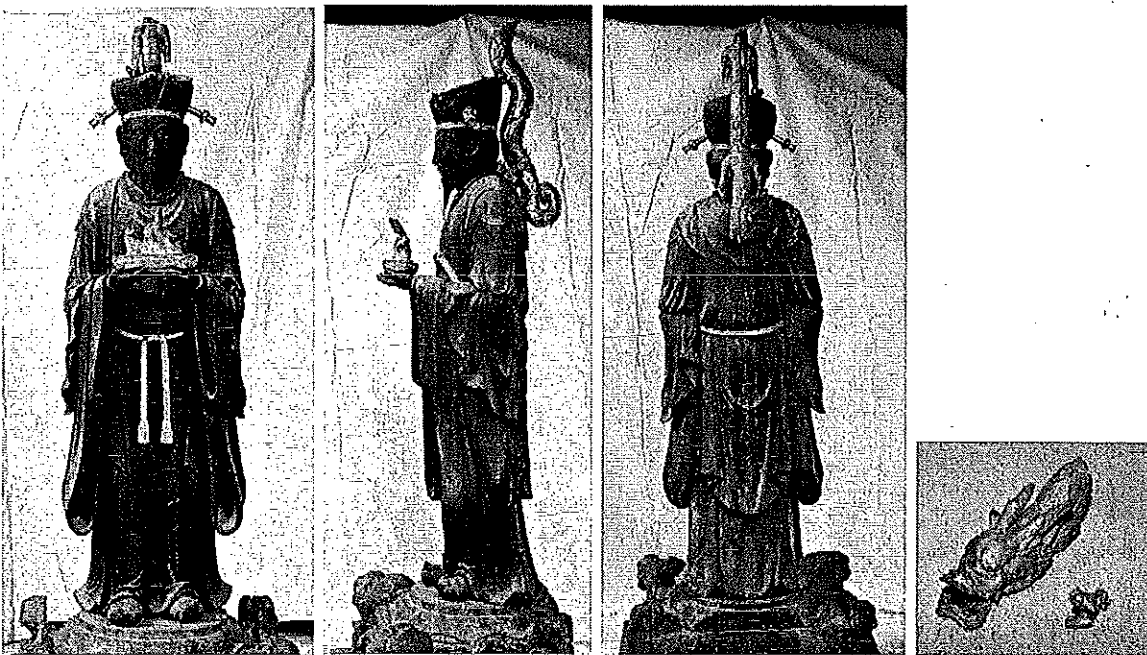


写真9～11 木造難陀龍王立像

写真12 木造難陀龍王立像の一部

報告 1

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和5年三重県議会定例会2月定例会に報告するので、報告する。

令和5年1月27日提出

三重県教育委員会事務局
研修推進課長



議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）第2条の規定により報告する。

令和 年 月 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 (2) 県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更（第2条第1項第1号関係）

所管部名	契約の名称	履行の場所	契約の金額		変更に伴う増減額	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	変更契約締結の年月日	契約期間
			変更前	変更後					
教育委員会	コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約	三重県総合教育センターほか	円 163,434,744	円 163,342,498	円 △92,246	随意契約	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番3号 FLCS株式会社中部支店 支店長 相良 典	令和4年 7月15日 ～ 令和10年 10月31日	令和4年 12月26日

【コンピュータネットワーク総合研修システムについて】

○調達の目的

コンピュータネットワーク総合研修システムは、令和4年10月末にて賃貸借契約の期限を迎えました。教職員研修講座を実施するうえで欠かせないシステムであり保守継続も可能なため、新たに6年間の契約を令和4年7月15日に締結しております。

○システムの概要

コンピュータネットワーク総合研修システムは、三重県教育委員会研修担当が実施する教職員向け研修講座（専門研修、初任者研修などの悉皆研修）の運営において利用しているシステムで、システムを稼働させるハードウェア及び利用する端末、ネットワーク基盤の総称として、コンピュータネットワーク総合研修システム(以下、「本システム」という。)といたします。

本システムは、内部で研修講座運営システムが稼働し、総合教育センターWeb ページ（インターネット）による、教職員への情報提供、教職員の研修講座の受講申込の受付処理、受講許可の一斉配信等を行っています。また、受講後の出欠管理および効果測定などの処理をはじめ統計管理、講座構築等の一連の研修講座の企画・管理・運営に係る業務も担っています。

研修講座申込及びアンケート機能については外部公開しており、インターネット上で利用可能としており、これを実現するために、研修講座運営システムの内部データベースサーバと外部 Web サーバが連携し、三重県教育委員会研修担当が主催する教職員研修の円滑な管理運営を可能としています。

○機器構成および数量

	機器名称	数量
1	サーバ機器	9
2	PC	175
3	タブレット	110
4	大型ディスプレイ・電子黒板	27

報告 2

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年1月27日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



(別紙)

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和4年12月11日(日)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	工業(機械系 〈自動車を含む〉)	3	10	7	3
	農業	2	10	10	2
	商業	2	10	8	2
合計		7	30	25	7

※育児休業等代替任期付実習助手採用候補者名簿登載状況

(実習助手採用選考試験と兼ねて実施)

校種	教科・科目	名簿登載見込数	名簿登載者数
高等学校	農業	1	0
合計		1	0

(別紙)

令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の
結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和4年12月11日(日)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
特別支援学校	自立活動	2	2	2	2
合計		2	2	2	2

(別紙)

令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者
名簿登載試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和4年12月18日(日)

試験内容 小論文、面接

2 結果

職種	校種	教科	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
講師	高等学校	国語	2	1	1	1
		数学	5	2	2	2
		理科(化学)	2	0	-	-
		理科(生物)	1	1	1	1
		音楽	1	0	-	-
		商業	1	1	0	-
		英語	4	1	1	1
		福祉	3	0	-	-
	特別支援学校	小学部	8	1	1	1
		中学部・高等部	14	4	4	3
		高等部(情報)	1	0	-	-
高等学校・特別支援学校 養護助教諭			5	1	1	1
特別支援学校 学校栄養職員			1	1	1	1
合計			48	13	12	11

